kurate town 鞍手町男女共同参画基本計画 鞍手町男女共同参画基本計画

鞍手町男女共同参画基本計画とは...



この計画は、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかか わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざす ことを目的としています。鞍手町に住み、働き、学ぶ人々や各種団体・事業者 等と行政が一体となって、男女共同参画を総合的に推進するための指針となる 計画です。

- 女が人としての尊厳を重んじられること
- による差別的取扱いを受けないこと
- 男女が社会の対等な構成員として、 個性と能力を発揮する機会が確保されること
- 人権侵害である、あらゆる暴力が根絶されること
- 家庭生活の活動とその他の活動との両立ができること
- 国際的な規範や基準、 指針等世界的な取組みと連動して進められること

「鞍手町男女共同参画基本計画」の期間は、平成21年度(2009年)から平成25年度(2013 年)までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:「性と生殖に関する健康と権利」のこと。性と生殖に関する問題に ついては、基本的に本人の意思を尊重し、健康で安全な生活を営むことができるようにするという考え方。 2 ワーク・ライフ・バランス:「仕事と家庭の調和」のこと。すべての人が人生の各段階において、仕事、

家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動を、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら 生活が展開できる状態。

男

女平等

たまちづくい

1)

男女共同参画実現

男女が共に参画

するまちづく

の環境づく



「重点目標(施策の概要)] 「基本目標)

1. 社会における制度または慣行の見直し

- (1)職域・地域・家庭等における慣行の見直し(2)性別による差別につながる表現の見直し
- (3) 男女に中立な社会制度の検討(4)わかりやすい広報による男女共同参画の理念の啓発
- (5)法律・制度の理解推進及び相談の充実
- (6)町の施策や措置に対する苦情の処理と人権侵害の救済の充実
- 2.男女共同参画に関する意識の浸透
 - (1)様々な媒体を通じた広報・啓発の推進(2)多様な団体との連携による広報・啓発の推進
 - (3)各種研修会等における男女共同参画の啓発
- ▶3. 男女平等を推進する教育・学習の充実
 - (1) 幼児教育(保育所・幼稚園)(2) 学校教育(小学校・中学校・高校)
 - (3)家庭教育における男女共同参画の推進
- (4)地域における教育(町民・各種団体・企業における学習機会の拡大)
- ▶ 4.性の尊重のための取組みの推進
 - (1)「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)1
 - (2)生涯を通じた男女の健康支援
- 1.家庭生活と職域・学校・地域等の活動の両立
 - (1)家庭における男女共同参画の推進(ワーク・ライフ・バランス) $\frac{2}{2}$ (2)子育で支援体制の充実 (3)介護支援体制の充実 (4)ひとり親家庭の自立支援

 - 2. 働く場における男女共同参画の実現
 - (1) 働く場における男女平等の実現(2) 育児・介護休暇の取得推進 (3)パートタイム労働法に沿った適正な雇用管理の推進
- 3.人権を守る環境づくり
 - (1)人権学習の充実(2)交流の場の拡大(3)人権啓発
- 4.生活の中で起こるあらゆる暴力の根絶
- (1)家庭内におけるあらゆる暴力の根絶(2)セクシュアル・ハラスメント等被害への対応
- 5.健康で安心して暮らせる環境づくり
- (1) 高齢者をはじめとする当事者・家族の健康増進(2) 多様な家族形態に応じた支援の充実
- 1.政策・方針決定への女性の参画拡大
 - (1)審議会等への女性の登用の推進(2)女性が能力を発揮できるための支援
- 2. 男女が共に支える地域づくりの推進
- (1)地域活動における男女共同参画(2)地域活動・ボランティア活動等への参画推進
- (3)防犯・災害復興分野における男女共同参画の推進
- (4)まちづくり・地域おこしへの男女共同参画の推進
- 3.人材育成
 - (1)各種団体・人材の育成
- 4.国際化に対応した男女共同参画の推進
- (1)国際協調の視点に立った男女共同参画の推進(2)国際理解の推進

お問い合わせ

鞍手町福祉人権課

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 TEL: 0949-42-2111/FAX: 0949-42-5693 E-mail:jinken@town.kurate.lg.jp URL:http://www.town.kurate.fukuoka.jp

ダイジェスト版

鞍手町 Rurate 男女共同参画推進条例



自分らしく生きる喜びを実感することができる

国は、豊かで活力ある未来を築くために、すべての人が性にかかわり なく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社 会の実現に対して、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同 参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として 位置づけています。

私たち鞍手町でも、職域、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場 において、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分ら しく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会の実現を決 意し、この条例を制定します。